

公益財団法人郡山市観光交流振興公社法人管理費補助金交付要綱

平成20年4月1日制定

平成24年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

[産業観光部観光課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人郡山市観光交流振興公社（以下「公益財団」という。）の安定的な運営を支援するため、公益財団に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象とする経費は、役員報酬、給料手当、福利厚生費、臨時雇賃金、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、手数料、租税公課、支払負担金、委託料、燃料費、光熱水費、損害保険料、その他の公益財団の法人管理に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費から公益財団の法人管理に係る収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で定める。

(交付の申請)

第4条 公益財団は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により申請するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(補助事業等の内容変更の手続)

第7条 公益財団は、補助事業等の内容を変更しようとするときは、規則第9条第1項の規定により、申請するものとする。

2 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。ただし、補助事業等の内容の変更を伴うものを除く。

- (1) 公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月11日内閣公益認定等委員会通知）に定める勘定科目の大科目内の経費の配分の変更
- (2) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (3) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(実績報告)

第8条 公益財団は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により、市長に実績を報告するものとする。

(額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により、公益財団に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

2 前項の場合において、市長は、確定した補助金の額が第6条の規定による概算払の額を下回るときは、当該差額の返納を命じなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。